

# 令和2年度第2回滋賀県総合教育会議の結果について

教育・文化スポーツ常任委員会資料1  
令和2年(2020年)9月1日  
教育委員会事務局教育総務課

## 会議次第

令和2年7月28日(火) 15:00~17:00

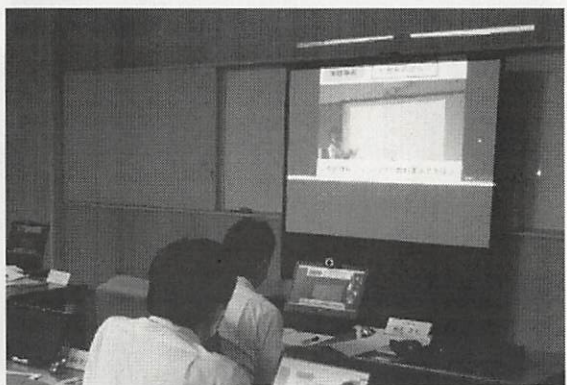
場所 県庁等(ウェブ会議)

出席者 知事、教育長、土井委員、藤田委員、  
岡崎委員、窪田委員、野村委員

ゲスト：県立高島高等学校長 西川 朗、  
教諭 柴田 一人

## 議 題

1. 令和2年度総合教育会議の進め方について
2. ICTを活用した教育の推進について



## 1. 令和2年度総合教育会議の進め方について

令和元年度に引き続き、「滋賀の教育大綱」において重点的に取り組むべき施策について議論を行うことが確認された。

## 【今後の予定】

- 第3回 学びにくさのある子どもへの支援の在り方について  
滋賀の教育大綱に基づく取組状況について
- 第4回 読書活動の推進について
- 第5回 保幼小の連携  
令和2年度滋賀県総合教育会議の総括について

## 2. ICTを活用した教育の推進について

県立学校におけるICTを活用した教育の推進について、高島高校の事例発表のほか、県立学校の現状における環境整備の状況、他府県の取組事例について説明を行い、今後のICTを活用した教育の推進について意見交換を行った。

### (1) 環境整備等について

- ・教員が異動しても同様の指導ができるよう、また学校間での格差がないよう、コスト面も考慮して、ソフトについては共通化すべきである。(教育委員)
- ・どの家庭の子どもでも端末が利用できて、同じ教育が受けられる環境を整えることが必要である。(教育委員)
- ・子どもたちが最新の機器・技術に触れるためにはBYODが良い。その上で家庭の負担にならないよう、端末やWi-Fiルータ貸出等の対応が必要。※BYOD:Bring Your Own Device(個人が所有する端末を持ち込み、活用すること)(教育委員)

### (2) ICTを活用した学習について

- ・高校生は企業等で使用するソフトに慣れておくことが有用である。(教育委員)
- ・ICT活用の基礎的な部分として、道徳教育、人権教育にもしっかり取り組む必要がある。(教育委員)
- ・ICTを導入した上で、子どもたちが教室に集まって協働で行うことと、各人がそれぞれ取り組むことを整理し、組み合わせる必要がある。(教育委員)
- ・地域的な偏りや高齢化が進む中であって、生涯学習においてもICTの活用は議論していくべき。(教育委員)
- ・ICT活用により、不登校や、障害のある児童生徒の学びの質の向上に繋げるといった視点が必要である。(知事)
- ・ICT活用による学びのプリンスプル(原理原則)のようなものを作り、施策・予算に反映させる必要がある。(知事)

### (3) ICT活用に対する教職員の対応等について

- ・重要なのは授業での活用であり、教職員が最先端の様々な活用方法を実際に見て、ICTの可能性を知ることが必要。(教育委員)
- ・発達段階や学校種で必要な教育は異なるため、研修機会の充実や市町への情報発信が必要である。(教育委員)

## ～まとめ～

- ・ネットワーク整備の方法や、デバイス、通信料、セキュリティ等の問題を検討する必要がある。
- ・ICTを活用した教育を小学校、中学校、高等学校から大学、社会へとどのように連続させるか、検討する必要がある。
- ・ICT機器を活用するなかで、児童・生徒が教室に集まる意味、教室内の学びの形を考えていく必要がある。
- ・大きなスケジュール観や目指す姿を示しながら、ICTを活用した教育を推進する必要がある。